

中之条町内で土砂等による埋立て等をする前に・・・①

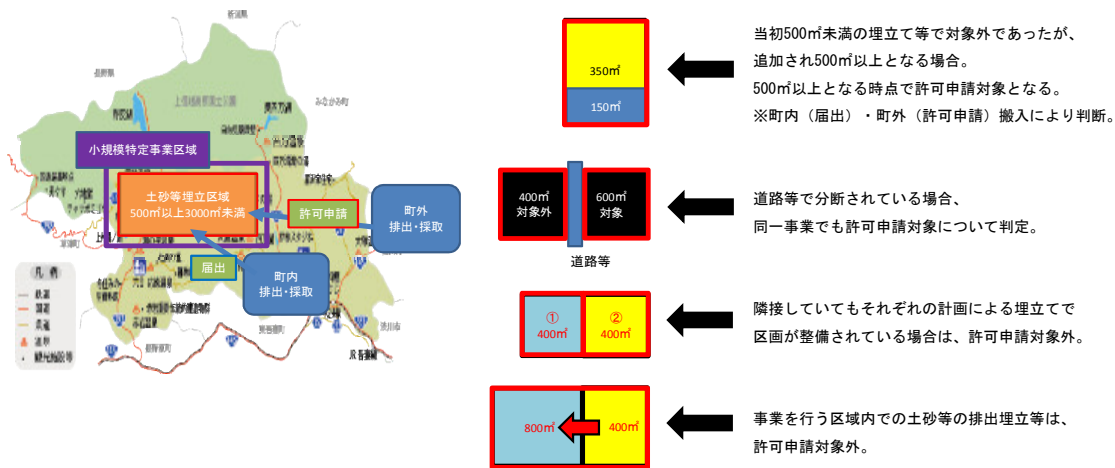
「中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」について

◎町に「許可申請」をしなければならない小規模特定事業（土砂等による埋立て等を行う事業）
「町外」から土砂等を搬入し、500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等をする事業。
 例：残土処分（土捨て場）、店舗・工場等の建設造成、太陽発電所造成、農畜産施設造成などや、
 土砂等埋立区域外の町内より採取した土砂等の埋立て等で「**小規模特定事業許可に関する届出書**」（届出）を提出していない場合。
 ※500㎡未満・適用除外（要届出の場合あり）は許可不要。3,000㎡以上は県へ許可申請。

◎申請にかかる手数料
 ※許可申請手数料 30,000円
 ※変更許可申請手数料 20,000円

◎埋め立て開始前及び開始後の土壌検査等
 ※搬入事前届出（10日前まで）
 排出場所ごとに土壌検査証明等添付。
 ※土壌（水質）検査実施
 搬入6ヶ月経過時点又は5,000㎡を超えた時点で土壌（水質）検査実施し報告。

【土砂等による埋立て等のイメージ】



適用除外 【中之条町内で土砂等による埋立て等をする前に・・・②もご覧ください】

※500㎡未満は対象外。 ※事例により必ずしも次に該当しない場合があります。必ず、事前に町や県にご相談下さい。

（1）土砂等を排出・採取した場所が、町内の場合に限り対象外

※宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの。 →3,000㎡以上の場合、県条例でも対象外。
 ※町内の範囲で、埋立区域外から排出又は採取した土砂等による埋立て等で、「届出」をしている場合。 →3,000㎡以上の場合は県条例の対象。
 「届出」…小規模特定事業許可に関する届出書（別記様式第2号）

（2）土砂等を排出・採取した場所が、町内外にかかわらず対象外

※国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が管理又は指定する土地内で行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。） →3,000㎡以上の場合、県条例でも対象外。
 ※管理する土地とは、国等が所有又は管理している土地をいい、指定する土地とは、国等が所在を指定している土地、又は国等が委託又は請け負わせて行う者等からその所在の「報告」を受けている土地をいいます。 ※公共工事のみで、民間工事建設発生土は受け入れていないことが条件。
 「報告」…公共工事にかかる建設発生土等の処分先等報告書
 ※主に住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等の埋立て等の場合で「届出」を提出している場合 →3,000㎡以上の場合は県条例の対象。
 「届出」…小規模特定事業許可に関する届出書（別記様式第2号）
 ※主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等 →3,000㎡以上の場合は県条例の対象。
 ※運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等 →3,000㎡以上の場合、県条例でも対象外。
 ※非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等 →3,000㎡以上の場合、県条例でも対象外。
 ※法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの →3,000㎡以上の場合、県条例でも対象外。
 ※採石法（岩石採取場）、砂利採取法（砂利採取場）、廃掃法（廃棄物処理施設）に係る埋立て等。
 ※この条例もしくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う埋立て等 →3,000㎡以上の場合、県条例でも対象外。

罰則規定

- 措置命令違反、許可違反、変更許可違反 →2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
- 搬入禁止命令違反、改善命令違反 →1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
- 搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反等 →50万円以下の罰金
- 軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反 →30万円以下の罰金

問い合わせ

中之条町
 保健環境課（保健センター）
 0279-75-8834（直通）

群馬県
 環境森林部 廃棄物・リサイクル課
 027-226-2865

中之条町内で土砂等による埋立て等をする前に・・・②

中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例により町内で埋立て等残土処理などを行う場合は、基本的に許可申請が必要です。特に、町外から排出され又は採取された土砂等による埋立て等の場合は、必ず事前にご相談ください。なお、例外的に許可がいらぬ場合や、届出や報告書の提出により許可申請が不要となる場合があります。次を参考にいただき、不明な点は保健環境課（75-8834）へご相談ください。

1、埋立てをする場合の規制は、量ですか面積ですか？

基本的に規制されるのは、埋立て等を行う場所（区域）の面積です。
この面積とは、埋立てをする土地の地積ではなく埋立てをする部分の面積（計画面積）です。
地積が2,000㎡あっても、その内の300㎡を埋立て区域として計画し埋立てる場合は対象外です。
500㎡以上3,000㎡未満の埋立て → 町の許可申請対象です。 申請手数料 30,000円
500㎡未満の埋立て等 → 対象外です
3,000㎡以上の埋立て等 → 県の対象となります。

2、許可が不要な場合があるようですが、どのような場合がありますか？

※何れも中之条町内での埋立て面積が500㎡以上3,000㎡未満の場合での適用となります。

（1）次の場合、土砂等の排出又は採取場所が、町内の場合に限り、許可申請はいらぬ例です。

例① 建設事業を行う土地（事業を行う区域が複数筆の場合も含む）の中で土砂等をとって、平坦にする工事をします。申請が必要ですか？
次により許可申請は不要です。

◆宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域の中（土砂等埋立て区域の中）で排出され、又は採取された土砂等によるものは、許可申請は不要です。

例② 沢渡に所有する山林から土をとって、美野原に所有する畑へ客土するのに、許可申請は必要ですか？

次により、許可申請は不要になる場合があります。

◆町内の範囲で、土砂等埋立て区域の外（埋立て等を現に行う場所の外）から排出又は採取された土砂等による埋立て等は、「小規模特定事業許可に関する届出書」（別記様式第2号）を提出した場合には、許可申請はいらぬ例です。

※小規模特定事業許可に関する届出書（別記様式第2号）の提出がない場合は、許可申請をしていただきます。

（2）次の場合、土砂等の搬入又は採取場所が、町内でも町外でも、許可申請はいらぬ例です。

例① 町（国・県・公共機関等）の道路工事を請け負ったのですが残土処理が発生します、許可申請は必要ですか？

国等の公共事業においては、基本的に許可申請は不要です。

◆「国等」が管理又は指定する土地内で行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）は、許可申請は不要です。

※管理する土地とは、国等が所有又は管理している土地をいい、指定する土地とは、国等が所在を指定している土地、又は国等が委託又は請け負わせて行う者等からその所在の報告を受けている土地をいいます。

※国等の所有管理する土地への埋立て等をする場合 → 許可申請・報告不要

※国等の所有管理する以外の土地で、国等が指示した土地への埋立て等をする場合 → 許可申請・報告不要

※受託・請負事業者が用意した土地で埋立て等をする場合

→ 許可申請は不要ですが、「公共工事にかかる建設発生土等の処分先等報告書」の提出をしていただきます。

※報告書提出先：町発注事業・・・町発注担当課。

：町以外の発注事業・・・町保健環境課（発注公共機関にも報告して下さい）

注）公共工事における処分土地に民間事業者による土砂等の処分が行われている場合は、許可申請等又は届出が必要になる場合がありますので、保健環境課にご相談ください。

例② アパートやマンションを新築するための造成工事で埋立てが必要ですが、許可申請は必要ですか？

中之条町では、次により許可申請は不要になる場合があります。

◆主に住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等の埋立て等の場合で「小規模特定事業許可に関する届出書」（別記様式第2号）を提出した場合は、許可申請はいらぬ例です。

※小規模特定事業許可に関する届出書（別記様式第2号）の提出がない場合は、許可申請をしていただきます。

例③ 自分の家を新築するための造成工事で埋立てが必要ですが、許可申請は必要ですか？

中之条町では、次により許可申請は不要です。

◆主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等には、許可申請は不要です。

例④ 今使っている駐車場が荒れたので土砂等で埋立をして平坦に整備したいのですが、許可申請が必要ですか？

次により許可申請は不要です。

◆運動場、駐車場、その他施設の本来の機能を保全する目的で、通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等は、許可申請は不要です。

例⑤ 台風で土地の一部が流出して、2次災害を防ぐためにも緊急に埋立てが必要になりました。許可申請が必要ですか？

次により許可申請は不要です。

◆非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等は、許可申請は不要です。

例⑥ 法令等の許可を受けて事業を行っている場合や、法令で処分を受けた場合の埋立ての場合、許可申請は不要です。

関係事業の実施には法令等によって許可を受け、また、法令等に係る処分を受けることのないように、適正な事業実施に努めましょう。

◆法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの（下記）は、許可申請は不要です。

※採石法（岩石採取場、砂利採取場（砂利採取場）、廃掃法（廃棄物処理施設）に係る埋立て等になります。

◆この条例もしくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う埋立て等は、許可申請は不要です。

※法令等による処分に伴う埋立て等です。法令等に沿った適切な処理を行いましょう。

3、許可申請が必要な埋立て等は、どのような場合がありますか？

上記②にあげた許可がいらぬ場合を除き、土砂等による埋立てが該当します。

◆民間事業者において、町外から土砂等を搬入し、500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等をする場合は対象となります。必ず事前にご相談ください。

例：残土処分（土捨て場）、店舗・工場等の建設造成、太陽発電所造成、農畜産施設造成など。

4、ご注意ください

事例によって必ずしもすべて上記に該当するとは限りませんが、必ず事前に相談を行い適正な埋立て等の実施に努めてください。

5、町 問合せ相談先

中之条町役場 保健環境課（保健センター）環境衛生係
0279-75-8834（直通）

6、県 問合せ相談先

群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課（出先機関では受付していません）
027-226-2865
土砂等埋立て区域が3,000㎡以上の場合は、群馬県の許可が必要となりますので、県にご相談ください。
なお、許可申請のいらぬ事例は町の例と一部重複しますが、必ず県にご確認ください。